

精神保健福祉実習Ⅰ			科目コード	CX4262
単位数	履修方法	配当年次	担当教員	
2	実習	3年以上	三城 大介ほか	



- 社会福祉学科で精神保健福祉士国家試験受験資格取得希望者のみが受講できる科目です。
- 今後の見直し等により、ここに記載の内容を変更する場合があります。詳しくは『With』等でご案内します。
- 実習免除者は、履修不要です。

●用語について

記載の略称	正式名称
精保演習Ⅰ	精神保健福祉演習Ⅰ
精保実習指導Ⅰ	精神保健福祉実習指導Ⅰ
精保実習Ⅰ	精神保健福祉実習Ⅰ（福祉施設実習）
精保実習Ⅱ	精神保健福祉実習Ⅱ（医療機関実習）

■実習の内容

この実習を通して精神保健福祉実践現場での専門職としてのソーシャルワーク援助の理解を深めてください。

具体的には、精神保健福祉士として求められる資質・技能・倫理・などの総合的対応能力の習得を目指します。

■科目の内容

精保実習Ⅰは、地域資源としての福祉サービス提供事業所等で行う精神保健福祉分野での実習です。

これまで学んだ講義の内容と演習での学びと実習での学びをリカレントすることで、精神保健福祉士に求められる力量を知り、学びを深めてください。

同時に、実習を通して対人援助職者としての自己洞察を行い、自己覚知に取り組んでください。

■到達目標

- 1) 精神保健福祉士として求められる専門性、資質・技能・倫理・などの総合的対応能力を習得し表現できる。
- 2) 精神保健福祉実践現場での具体的かつ実践的な技術等を体得し活用できる。
- 3) 精神保健福祉実習を通して、専門職としての自己像を検討することができる。
- 4) 福祉サービス事業所など対象者の地域生活継続のためのサービスを提供している機関や施設の連関性、それぞれが持つ目的や機能を説明できる。

■教科書（「精保実習指導Ⅰ・Ⅱ」「精保実習Ⅱ」と共通）

日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『最新 精神保健福祉士養成講座 [専門科目] 8 ソーシャルワーク実習指導・ソーシャルワーク実習（精神専門）』中央法規出版、2021年

※「精神保健福祉実習指導Ⅰ」で配本のため、この科目での教科書配本はありません。

■履修登録条件

この科目は、「精神保健福祉演習Ⅰ」「精神保健福祉実習指導Ⅰ」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方が履修登録できます。

■実習期間

3年次（3年次編入学者は入学後2年目）の8/1～12/25 15日間以上かつ120時間以上
原則2カ月の期間内に7日間と8日間の分割実習が可能。2カ所（異なる実習先）での実習は原則認められません。また、下記の例のとおり、実習は実習先の休業日に従い、原則連続を基本とします（分割による実習の場合も同様です）。

（例1）土日が休みの実習（週5日の3週間）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金

（例2）土・日が休みの実習（7日+8日の2分割）

10月

1	2	3	4	5	6	7
月	火	水	木	金	月	火

11月

8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	月	火	水

●注意事項

実習中は慣れない環境で緊張が続き、毎日の実習記録の作成に多くの時間がとられる等、精神的、体力的消耗が激しくなることが予想されます。実習中、体調を崩したり、疲れによる居眠りから、低い実習評価となったり、実習中断となったケースがこれまでもあります。仕事をお持ちの方は実習期間中の休暇取得、家事や育児に従事している方は家族からの協力体制を確保するなど、集中して実習に臨めるよう調整を図ってください。実習期間中の科目修了試験、スクーリングの受講について禁止はしませんが、なるべく受講せず休養に努めることを強く推奨します。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、「精保実習Ⅰ」受講前年度に「精保実習Ⅰ」受講希望者を対象に「実習選考試験」、精保実習Ⅰ事後指導（開講名：精保実習指導Ⅰ）受講時に「精保実習Ⅱ」受講希望者を対象に必要に応じて面接等をそれぞれ実施します。実習受講には選考試験等に合格し、本学より実習受講の許可を受ける必要があります。選考試験の不合格者が次年度再申込みする場合は、再面接（仙台）が必

須となります。

また、演習・実習指導・実習の各受講条件（所定の単位数の修得）を満たすためには、年間のスクーリング開講予定や科目修了試験の開催日程、自身の学習時間の確保を含む「学習計画」が必須となります（『学習の手引き』3章参照）。各条件を満たすために指定科目のレポートを「いつまでに作成するか」等、計画的に学習を進めてください。

■精保実習Ⅰ申込について

「精保実習Ⅰ希望届」に基づき実習受入依頼調整を行います。実習受講を希望する方は、『With』7月号巻末のエントリー用紙を指定期日までに提出し、様式をお取り寄せのうえ「精保実習Ⅰ」（福祉施設実習）の受講申込を行ってください。特に希望する実習先がある場合は、様式に記入してください（次項「■実習施設に関する注意事項」参照）。

実習先には指導者として要件を満たした精神保健福祉士が確保されている必要があります（確認は依頼の際に大学で行いますので、希望申込の時点で学生が直接確認する必要はありません）。

なお、実習は、基本的に大学で実習先を指定する「配属実習」となります。必ずしも希望通りに依頼されない場合があることを予めご了承ください。

■医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、厚生労働省の養成に係る指針（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23文科高第501号障発0805第9号平成23年8月5日）により、あらかじめ実習係宛に申し出た上で「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害等により配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、実習申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出てください。

■実習施設

『学習の手引き』3章「実習先として認められる施設・事業の種別」参照。

「精保実習Ⅰ」（福祉施設実習）は、「医療関係施設」以外が実習先の対象種別となります。それ以外にも法令で認められた施設であれば、実習が可能な施設種別もあります。

実習先の実習指導者は、「精神保健福祉士の資格取得後3年以上相談援助業務に従事した経験のある者で、かつ実習指導者講習会を修了した者」という要件が課されます。

■実習施設に関する注意事項

自身や身内が利用している（または過去に利用歴のある）施設での実習は、情報保護等の観点から認めておりません。

■巡回指導・帰校指導について

原則として、実際に実習が行われている期間中に教員が実習施設を訪問する巡回指導が最低1回以

上（最多で3回）、実習期間（実習開始日から終了日までの期間）の実習が行われていない土・日のいずれかまたは祝日に本学や所定の公共施設等において最多で2回の帰校指導が、合わせて3回実施されます（8日間実習[※]の場合は巡回指導1回のみ）。巡回指導のみ3回となるか巡回指導と帰校指導との組合せとなるかは、担当教員との調整により決まります（実習開始日までに確定の上、通知します）。実習期間中の土・日または祝日は、予定を空けておくようご注意ください。

[※]社会福祉士の実習履修者で、精保実習Ⅰ（福祉施設）120時間のうち60時間の免除が認められている場合。

■実習費

「精保実習Ⅰ」（福祉施設実習）85,000円

実習費は、所定の時期に一括請求されます。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「専門的知識」「他者への理解と関心」「社会への関心と理解」「自他尊重的コミュニケーション力」「他者配慮表現力」「自己コントロール力」「アセスメント力」「問題解決力」を身につけてほしい。

■科目評価基準

演習内容50%+実習事後課題レポート15%+実習記録15%+実習評価20%

※評価は総合的に行い、グループワークにおける協力や演習への積極的参加を求めます。なお、評価基準については、教育プログラムの質的向上を目的に適宜見直しを図り、改定していきます。

■参考図書

適宜、「精保演習Ⅰ」「精保実習指導Ⅰ」のスクーリングの中で紹介します。